

地方独立行政法人山梨県立病院機構の各事業年度に係る業務実績に関する評価基準（案）

地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会
平成 22 年 月 日 決定

地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下「法人」という。）の各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）は、地方独立行政法人山梨県立病院機構に係る評価の基本的な考え方（平成22年7月28日山梨県地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会決定）に基づき、以下に示す評価方法により実施する。

1. 評価の趣旨

この評価は、各事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して、業務の実績の全体について総合的な評価を行うことで、法人の業務の質の向上や業務運営の改善及び効率化に資することを目的とする。

2. 評価の方法

年度評価は、法人の業務実績を5段階で評価する「項目別評価」と、項目別評価の結果を踏まえて記述式で評価する「全体評価」を行う。

(1) 業務実績報告

法人の業務実績は、別に定める様式により、年度計画に記載されている項目ごとの実施状況や過年度実績との比較、特色ある取組や様々な工夫、業務改善に向けた取組や今後の課題等を記載する。

(2) 項目別評価

項目別評価は、まず、法人が業務実績を踏まえて評価を行い（以下「法人の自己評価」という。）、これを踏まえて、評価委員会が評価を行う。

① 法人の自己評価

法人は、業務実績の進捗状況や成果等を総合的に勘案して、自己点検及び検証を行い、中期計画の項目ごとに別表の評価基準に従って5段階評価を行い、自己評価を業務実績報告書に記載する。

② 評価委員会の項目別評価

評価委員会は、業務実績報告書の内容と法人の自己評価結果を調査及び分析し、中期計画の項目ごとに別表の評価基準に従って5段階評価を行うとともに、特筆すべき点や遅れている点があればコメントを付す。

(3) 全体評価

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、次の観点から、中期計画の達成状況等を総合的に判断し、記述式で評価する。

<観点>

① 総評

② 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

・ 医療の提供

・ 医療に関する調査研究

・ 医療に関する技術者の研修

・ 医療に関する地域への支援

・ 災害時における医療救護

③ 法人の業務運営及び財務状況に関する事項

④ その他業務運営に関する事項

3. 評価の進め方

(1) 報告書の提出【6月末】

法人は、各事業年度終了後3ヶ月以内に、自己評価を含む当該期間における業務の実績を明らかにした報告書を評価委員会に提出する。

(2) 評価の実施【7月～8月】

評価委員会は、提出された報告書をもとに、法人からのヒアリング等を踏まえて業務実績の調査及び分析を行い、審議を通じて、項目別評価及び全体評価の結果を取りまとめ、評価結果(案)を作成する。

(3) 意見申立て機会の付与

評価委員会は、評価結果(案)を法人に示すとともに、評価結果(案)に対する意見申立ての機会を法人に付与する。

(4) 評価結果の決定【8月末】

評価委員会は、法人からの意見を踏まえて、評価結果を決定する。

(5) 評価結果の通知及び報告並びに公表【9月】

評価委員会は、評価結果を決定後、その結果を法人に通知し、知事に報告するとともに、県ホームページにおいて公表する。

4. その他

この基準は、必要に応じて、評価委員会で協議し、改正することができる。

<別表：評価基準>

評価		説明
S	当該事業年度における中期計画の実施状況が特に優れている	<p>業務実績が、中期計画実現のための目標を大幅に上回っている場合で、次の条件に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定量的目標が定められている場合で、目標の水準を大幅に上回る実績や成果がある。 ・ 定量的目標が定められていない場合で、実績や成果が卓越した水準にあると認められる。 ・ 県政や県民の新たなニーズに迅速に対応した取組により高い実績や満足度を実現している。
A	当該事業年度における中期計画の実施状況が優れている	<p>業務実績が、中期計画実現のための目標を上回っており、S評価に該当しない場合</p>
B	当該事業年度における中期計画の実施状況が順調である	<p>業務実績が、中期計画実現のための目標を概ね達成している場合</p>
C	当該事業年度における中期計画の実施状況が劣っている	<p>業務実績が、中期計画実現のための目標を下回っており、D評価には該当しない場合</p>
D	当該事業年度における中期計画の実施状況が著しく劣っており、大幅な改善が必要	<p>業務実績が、中期計画実現のための目標を下回っており、次の条件に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定量的目標が定められている場合で、目標の水準を大幅に下回っていることが明らかである。 ・ 提供すべきサービス、財務内容、その他業務運営に重大な瑕疵が認められる。

※備考

上記の説明は、あくまで目安であり、実績や成果の水準に加え、計画の難易度、外的要因、取組の経緯や過程を総合的に勘案して評価する。

年度評価基準の比較

	地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会	東京都地方独立行政法人評価委員会	秋田県地方独立行政法人評価委員会
表題	地方独立行政法人山梨県立病院機構の各事業年度に係る業務実績に関する評価基準（案）	地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの各事業年度の実績評価方針及び評価方法	地方独立行政法人秋田県立病院機構の各事業年度に係る業務実績に関する評価基準
前文	地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下「法人」という。）の各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）は、地方独立行政法人山梨県立病院機構に係る評価の基本的な考え方（平成22年7月28日決定）に基づき、以下に示す評価方法により実施する。	地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター（以下「法人」という。）の各事業年度の業務実績評価（以下「事業年度評価」という。）は「東京都地方独立行政法人の評価の基本的な考え方について」（平成19年3月23日東京都地方独立行政法人評価委員会決定）に基づき、以下に示す評価の基本方針及び評価の方法により実施する。	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条の規定及び秋田県地方独立行政法人の業務実績に係る評価基本方針（平成17年7月13日秋田県地方独立行政法人評価委員会決定（以下「評価基本方針」という。））に基づき、地方独立行政法人秋田県立病院機構（以下「法人」という。）における各事業年度に係る業務の実績に関して行う評価については、以下の基準による。
目的	<p>1. 評価の趣旨</p> <p>この評価は、各事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して、業務の実績の全体について総合的な評価をすること、法人の業務の質の向上や業務運営の改善及び効率化に資する。</p>	<p>1 評価の基本方針</p> <p>(1) 中期目標の達成に向け、法人の中期計画の事業の進捗状況を確認する。</p> <p>(2) 評価を通じて、法人の業務運営状況をわかりやすく社会に示す。</p> <p>(3) 法人の業務運営の改善・向上に資する。</p> <p>(4) 都民への説明責任を果たす。</p>	<p>1 評価の趣旨</p> <p>各事業年度において、中期計画に定められた各項目における業務の実施状況の調査・分析結果を踏まえ、事業の実施状況、財務状況、法人のマネジメントの観点から、業務全体について総合的な評価を行うことにより、法人が行う業務運営の改善・充実に資する。</p>

評価方法	地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会	東京都地方独立行政法人評価委員会	秋田県地方独立行政法人評価委員会
	<p>2. 評価の方法</p> <p>年度評価は、法人の業務実績を5段階で評価する「項目別評価」と、項目別評価の結果を踏まえて記述式で評価する「全体評価」を行う。</p> <p>(1) 業務実績報告</p> <p>法人の業務実績は、別に定める様式により、年度計画に記載した事項ごとの実施状況や過年度実績との比較、特色ある取組や様々な工夫、業務改善に向けた取組や今後の課題等を記載する。</p> <p>(2) 項目別評価</p> <p>項目別評価は、まず、法人が業務実績を踏まえて評価を行い、(以下「法人の自己評価」という)、これを踏まえて、評価委員会が評価を行う。</p> <p>①法人の自己評価</p> <p>法人は、業務実績の進捗状況や成果等を総合的に勘案して、自己点検及び検証を行い、中期計画の項目ごとに別表の評価基準に従って5段階評価を行い、自己評価を業務実績報告書に記載する。</p> <p>②評価委員会の項目別評価</p> <p>評価委員会は、業務実績報告書の内容と法人の自己評価結果を調査及び分析し、中期計画の項目ごとに別表の評価基準に従って5段階評価を行うとともに、特筆すべき点や遅れている点があればコメントを付す。</p>	<p>2 評価の方法</p> <p>事業年度評価は、法人が提出する業務実績報告書等に基づき、「項目別評価」と「全体評価」により実施する。</p> <p>(1) 業務実績報告</p> <p>業務実績報告書は、高齢者医療・研究分科会（以下「分科会」という。）が別に指定する様式等に基づき、おおむね以下のとおり作成する。</p> <p>法人は、年度計画に記載されている項目ごとに自己点検及び検証を行い、業務実績を記載する。また当該項目の達成状況を分科会が別に指定する評価項目ごとに別表に掲げる評価語で自己評価し、業務実績報告書を作成する。</p> <p>なお、以下に掲げる事項を特記事項として記載する。</p> <p><特記事項></p> <p>①前年度の評価結果を踏まえた改善に向けた取組み、課題</p> <p>②特色ある取組みや特筆すべき優れた実績を上げた取組み</p> <p>③遅滞が生じている取組みやその理由</p> <p>④過年度の実績との数値による比較（比較が可能なもの）</p> <p>⑤その他法人が積極的に実施した取組み等</p> <p>(2) 項目別評価</p> <p>①業務実績の検証</p> <p>項目別評価を実施するに当たって、法人から提出された業務実績報告書等を基に、法人からのヒアリングを実施し、検証を行う。</p> <p>検証に当たっては、年度計画に記載されている各項目の事業の進捗状況及び成果等について、法人の自己評価及び計画設定の妥当性を含め、総合的に行う。</p> <p>②業務実績の評価</p> <p>業務実績報告書の各項目の検証及び特記事項等を基に、中期計画の達成に向けた法人の事業の進捗状況・成果を評価項目ごとに別表に掲げる評価語により評価する。また、特筆すべき点、遅れている点があればコメントを付す。</p>	<p>2 評価の実施</p> <p>法人の評価は「項目別評価」と「全体評価」により行う。</p> <p>(1) 項目別評価</p> <p>項目別評価は、様式1「地方独立行政法人秋田県立病院機構の業務の実績に関する項目別調査」に基づき、中期計画に掲げた各項目の実施状況と業務の内容を総合的に勘案して実施する。</p> <p>なお、法人の取り組みを社会に積極的にアピールすることや、法人全体の改善・充実を図る観点から、特筆すべき事項として、以下の事項を考慮し記述する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策医療を担う医療機関として、また県内における中心的かつ指導的な医療機関として果たしている役割を積極的に評価する。 ・自律性、機動性、透明性が高く、効率的な病院経営がなされていることを積極的に評価する。 ・必要に応じ、改善すべき事項や目標設定の妥当性等の留意事項を記述する。 ・中期目標の達成に向けて支障が生じている、あるいは生じる恐れのある場合にはその理由等について明らかにする。

評価方法	地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会	東京都地方独立行政法人評価委員会	秋田県地方独立行政法人評価委員会
評価方法 (つづき)	<p>(3) 全体評価</p> <p>評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、次の観点から、中期計画の達成状況等を総合的に判断し、記述式で評価する。</p> <p><観点></p> <p>①総評</p> <p>②県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療の提供 ・ 医療に関する調査研究 ・ 医療に関する技術者の研修 ・ 医療に関する地域への支援 ・ 災害時における医療救護 <p>③法人の業務運営及び財務状況に関する事項</p> <p>④その他業務運営に関する事項</p>	<p>なお、研究に関する評価は、研究テーマの設定内容、研究成果の社会への還元状況、研究評価が適正に行われているか等について、組織的・ワケロ的な視点から評価を行う。また、個別研究内容に関する評価については、法人が実施する研究評価（外部・内部評価）の結果も考慮する。</p> <p>(3) 全体評価</p> <p>項目別評価の結果等を踏まえ、法人の中期計画の進捗状況全体について、以下の観点により記載列を参考に、記述式で評価する。</p> <p>評価に当たっては、中期計画の達成度、事業活動による成果の状況、業務運営・財務面を含めた法人の業務全体の状況について、法人の設立目的に照らし総合的な視点から判断するものとする。また、中期計画に掲げられている事項以外で特記すべき法人の自主的な取組みがあれば、当該事項も含めて総合的に評価する。</p> <p><観点></p> <p>①総評</p> <p>②都民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の特性に配慮した医療の提供 ・ 高齢者医療・介護を支える研究の推進 ・ 人材の確保、人材育成 <p>③法人の業務運営及び財務状況に関する事項</p> <p>④その他</p> <p><記載例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○特筆すべき業務の進捗状況にある ○優れた業務の進捗状況にある ○概ね着実な業務の進捗状況にある ○業務の進捗状況に遅れが見られる ○業務の進捗状況に大幅な遅れが見られ業務の改善が必要 	<p>(2) 全体評価</p> <p>全体評価は、様式2「地方独立行政法人秋田県立病院機構の業務の実績に関する全体評価調査」に基づき実施することとし、項目別評価の結果を踏まえ、業務の実施状況、財務状況、法人のマネジメントの観点から、法人の活動全体について定性的に評価する。</p>

地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会	東京都地方独立行政法人評価委員会	秋田県地方独立行政法人評価委員会
<p>評価基準</p> <p><別表：評価基準></p> <p>S 当該事業年度における中期計画の実施状況が特に優れている</p> <p>業務実績が、中期計画実現のための目標を大幅に上回っており、次の条件に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定量的目標が定められている場合で、目標の水準を大幅に上回る実績や成果である。 ・ 定量的目標が定められていない場合で、実績や成果が卓越した水準であると認められる。 ・ 県政や県民の新たなニーズに迅速に対応した取組により高い実績や満足度を実現している。 <p>A 当該事業年度における中期計画の実施状況が優れている</p> <p>業務実績が、中期計画実現のための目標を上回っており、S評価に該当しない場合</p> <p>B 当該事業年度における中期計画の実施状況が調子である</p> <p>業務実績が、中期計画実現のための目標を概ね達成している場合</p> <p>C 当該事業年度における中期計画の実施状況が劣っている</p> <p>業務実績が、中期計画実現のための目標を下回っており、D評価には該当しない場合</p> <p>D 当該事業年度における中期計画の実施状況が著しく劣っており、大幅な改善が必要</p> <p>業務実績が、中期計画実現のための目標を下回っており、次の条件に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定量的目標が定められている場合で、目標の水準を大幅に下回っている。 ・ 提供すべきサービス、財務内容、その他業務運営に重大な瑕疵が認められる。 <p><備考>上記の説明は、あくまで目安であり、実績や成果の水準に加え、計画の難易度、外的要因、取組の経緯や過程を総合的に勘案して評価する。</p>	<p><別表></p> <p>S 年度計画を大幅に上回って実施している</p> <p>計画を上回る実績・成果を上げている項目のうち、次に掲げる条件に該当する項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定量的目標が定められている項目について、目標の水準を大幅に上回る実績成果を上げている。 ・ 実績・成果が卓越した水準にある ・ 都政・都民の新たなニーズに迅速に対応した取組により高い実績・満足度を実現している ・ 上記の各項目に準ずる実績・成果を上げている <p>A 年度計画を上回って実施している</p> <p>計画を上回る実績・成果をあげている項目で、S評価には該当しない項目</p> <p>B 年度計画を概ね調子で実施している</p> <p>年度計画に記載された事項をほぼ100%計画どおり実施している項目</p> <p>C 年度計画を十分に実施できていない</p> <p>実績・成果が計画を下回っている項目で、D評定に該当しない項目</p> <p>D 業務の大幅な見直し、改善が必要である</p> <p>実績・成果が計画を下回っている項目のうち次に掲げる条件に該当する項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定量的目標が定められている項目で、実績・成果が目標の水準を大幅に下回っている ・ 提供すべきサービス、財務内容、その他業務運営に重大な瑕疵がある ・ 実績・成果が上記の各項目に準ずる水準に止まっている <p><備考>上記の説明は、あくまでも目安であり、実績・成果の水準に加え、計画の難易度、外的要因、取組の経緯・過程を総合的に勘案して評定する。</p>	<p>3 項目別評価の基準</p> <p>原則として、以下の5段階で評価する。</p> <p>S：特に優れた実績を上げている。 (評価委員会が特に認める場合)</p> <p>A：年度計画どおり実施している。 (達成度が100%以上と認められるもの)</p> <p>B：概ね年度計画を実施している。 (達成度が80%以上100%未満と認められるもの)</p> <p>C：年度計画を十分に達成できていない。 (達成度が80%未満と認められるもの)</p> <p>D：業務の大幅な改善が必要である。 (評価委員会が特に認める場合)</p> <p>・ 定量的な評価指標が設定されている場合は、上記基準により評価することを基本とする。</p> <p>・ 定性的な評価指標が設定されている場合は、上記基準に基づき、委員の協議により評価する。</p> <p>・ 評価の最小単位以外の評価項目については、上記基準に基づき、委員の協議により評価する。</p>

評価の進め方	地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会	東京都地方独立行政法人評価委員会	秋田県地方独立行政法人評価委員会																		
<p>3. 評価の進め方</p> <p>(1) 報告書の提出 【6月末】</p> <p>法人は、各事業年度終了後3ヶ月以内に、自己評価を含む当該期間における業務の実績を明らかにした報告書を評価委員会に提出する。</p> <p>(2) 評価の実施 【7月～8月】</p> <p>評価委員会は、提出された報告書をもとに、法人からのヒアリング等を踏まえて業務実績の調査及び分析を行い、審議を通じて、項目別評価及び全体評価の結果を取りまとめ、評価結果(案)を作成する。</p> <p>(3) 意見申立て機会の付与</p> <p>評価委員会は、評価結果(案)を法人に示すとともに、評価結果(案)に対する意見申立ての機会を法人に付与する。</p> <p>(4) 評価結果の決定 【8月末】</p> <p>評価委員会は、法人からの意見を踏まえて、評価結果を決定する。</p> <p>(5) 評価結果の通知及び報告並びに公表 【9月】</p> <p>評価委員会は、評価結果を決定後、その結果を法人に通知し、知事に報告するとともに、県ホームページにおいて公表する。</p>	<p>3 評価結果の決定</p> <p>評価結果の決定は、以下のとおり行う。</p> <p>(1) 分科会での審議を通じて、項目別評価及び全体評価結果をとりまとめ、評価結果(案)を作成する。</p> <p>(2) 評価結果(案)を法人に示すとともに、評価結果(案)に対する意見の申し出の機会を法人に付与する。</p> <p>(3) 評価結果の決定は、法人からの意見の申し出を踏まえて行うものとし、分科会において評価結果を決定し、同分科会の議決をもって東京都地方独立行政法人評価委員会の決定とする。</p> <p>(4) 評価結果を法人に通知するとともに、事業年度評価を知事に報告する。</p>	<p>4 評価業務スケジュール</p> <table border="1" data-bbox="272 902 906 1491"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>時期</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度終了</td> <td>3月末</td> <td>○年度事業の終了(法人)</td> </tr> <tr> <td>評価準備</td> <td>4月～6月</td> <td>○業務実績報告書、財務諸表等作成(法人) ○現地視察等</td> </tr> <tr> <td>実績報告</td> <td>6月</td> <td>○業務実績報告書、財務諸表等提出(法人)</td> </tr> <tr> <td>評価</td> <td>6月～8月</td> <td>○業務実績・財務諸表等の検証(法人からのヒアリング) ○評価結果(案)作成 ○法人からの意見申出の機会付与 ○評価結果(最終案)作成 ○評価結果の決定</td> </tr> <tr> <td>報告公表</td> <td>9月</td> <td>○評価結果の知事への報告及び法人への通知 ○財務諸表意見表明、財務諸表承認 ○議会報告及び公表</td> </tr> </tbody> </table>	事項	時期	業務内容	年度終了	3月末	○年度事業の終了(法人)	評価準備	4月～6月	○業務実績報告書、財務諸表等作成(法人) ○現地視察等	実績報告	6月	○業務実績報告書、財務諸表等提出(法人)	評価	6月～8月	○業務実績・財務諸表等の検証(法人からのヒアリング) ○評価結果(案)作成 ○法人からの意見申出の機会付与 ○評価結果(最終案)作成 ○評価結果の決定	報告公表	9月	○評価結果の知事への報告及び法人への通知 ○財務諸表意見表明、財務諸表承認 ○議会報告及び公表	
事項	時期	業務内容																			
年度終了	3月末	○年度事業の終了(法人)																			
評価準備	4月～6月	○業務実績報告書、財務諸表等作成(法人) ○現地視察等																			
実績報告	6月	○業務実績報告書、財務諸表等提出(法人)																			
評価	6月～8月	○業務実績・財務諸表等の検証(法人からのヒアリング) ○評価結果(案)作成 ○法人からの意見申出の機会付与 ○評価結果(最終案)作成 ○評価結果の決定																			
報告公表	9月	○評価結果の知事への報告及び法人への通知 ○財務諸表意見表明、財務諸表承認 ○議会報告及び公表																			

	地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会	東京都地方独立行政法人評価委員会	秋田県地方独立行政法人評価委員会
その他	<p>4 その他 この基準は、必要に応じて、評価委員会で協議し、改正することができる。</p>	<p>5 その他 本評価方針及び評価方法については、業務実績評価の実施結果を踏まえ、必要に応じて、分科会の決定を経て、改正することができるものとする。</p>	<p>4 その他 本基準は、必要に応じて、評価委員会の協議により見直すことができるものとする。</p>